

氷室校区コミュニティ協議会 会則

(名称)

第1条 本会は、氷室校区コミュニティ協議会（以下「本会」という）と称す。
本会の所在地は、枚方市尊延寺3丁目3-15 尊延寺公民館内に置くものとする。

(目的)

第2条 本会は、校区内の区および自治会をはじめ、各種団体間の情報交換や、連絡調整など連携を深め、行政とは、その果たすべく責任と役割を自覚し、相互に自立し、対等で協力・協働しあう関係で、様々なコミュニティ活動の中心的な役割を担いながら、「地域の窓口」として、まちづくりを積極的に推進することを目的とする。

(組織と構成および委員)

第3条 本会は、校区内の各種団体の長または代表者でもって構成し、それぞれの団体に所属する会員でもって構成する。

2 校区内各種団体は以下のとおりとする。

- | | |
|---------------------|------------------|
| (1) 各区・各自治会 | (13) 氷室小学校 |
| (2) 福祉委員会 | (14) 氷室小学校PTA |
| (3) 福祉ボランティア | (15) 廃棄物減量等推進員 |
| (4) 青少年育成指導員 | (16) スポーツ推進委員 |
| (5) 民・児委員（主任児童委員含む） | (17) 消防団氷室分団 |
| (6) 交通対策氷室支部 | (18) 地域安全センター |
| (7) 防犯協議会氷室支部 | (19) 更生保護女性会 |
| (8) 日赤奉仕団氷室婦人部会 | (20) 保護司 |
| (9) ひとり暮らし老人会 | (21) 氷室子どもいきいき広場 |
| (10) 各地区老人会 | (22) 少年補導員 |
| (11) 各地区婦人会 | (23) 青色パトロール隊 |
| (12) 各地区子供会 | |

3 前項各種団体の長または代表者は、本会の委員とする。

(活動と事業)

第4条 本会は、目的を達成するために、次の活動を行う。

- (1) 校区内各組織との連絡調整に関すること。
- (2) 地域自治活動の充実と発展に関すること。
- (3) 社会福祉の充実増進、健康管理に関すること。
- (4) 生活環境の浄化保全、美観の維持等に関すること。

- (5) 青少年の健全育成に関する
- (6) 体育振興に関すること。
- (7) 自主防災活動に関すること。
- (8) 広報等啓発活動に関すること。
- (9) 福祉委員会活動に関すること。
- (10) その他地域コミュニティに関すること。

(役員)

第5条 本会に、次の役員を置く。

- | | | | |
|-----|------|----|---|
| (1) | 会長 | 1 | 名 |
| (2) | 副会長 | 若干 | 名 |
| (3) | 書記 | 1 | 名 |
| (4) | 会計 | 1 | 名 |
| (5) | 会計監査 | 2 | 名 |
| (6) | 事務局長 | 1 | 名 |

- 2 会長は、自治連合会の会長をもって充てる。他の役員は、会長の指名による。ただし、総会において承認を得るものとする。
- 3 役員任期は、2年とする。ただし、再任は妨げない。

(役員の仕事)

第6条 役員は、次の仕事を遂行する。

- (1) 会長は、本会を代表し、会務を統括する。
- (2) 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは会務を代行するほか、専門部会等を担当する。
- (3) 書記は、本会の事務・記録一切を担当する。
- (4) 会計は、本会の経理一切を担当する。
- (5) 会計監査は、本会の経理を監査し、その結果を総会に報告する。
- (6) 事務局長は、本会と福祉委員会の事務局を統括する。

(事務局)

第7条 本会に事務局を置く。

- 2 事務局は、福祉委員会から選出された事務局員と協働する。
- 3 事務局員は、第3条第2項の構成員から選出する。
- 4 事務局長、事務局次長、書記、会計は、本会の会長および福祉委員会会長の推薦により、両会の役員会において、承認を得た者をもって充てる。事務局長は両会を兼務する。

- 5 事務局員は、総務関係、広報、事業計画の立案、事業報告、予算の立案、決算報告、各種会議資料作成等の事務処理を行う
- 6 事務局が行う事務、業務の処理は、役員会の承認を得なければならない。
- 7 事務局の運営に係る必要事項は、会長が別に定める。

(部会)

第8条 本会は、必要に応じ、部会を置くことができる。

- 2 部会は、本会の業務を分担し、活動の効果的運営と推進を図る。
- 3 部会は専門部会とし、広報部会、福祉部会、高齢者部会、青少年部会、交通安全部会、防犯部会、環境地域部会とする。
- 4 広報部会は、福祉委員会広報部会と協働する。

(会議)

第9条 会議は、総会、役員会、部会、事務局会議とする。

- 2 総会は、年次総会と臨時総会があつて、ともに会長が招集し、総会の議長は、会長または指名者が務める。
 - (1) 年次総会は、年1回とし、事業計画・予算・事業報告・決算報告および役員選出、その他重要事項について決議する。
 - (2) 臨時総会は、必要に応じて開くことができる。
- 3 総会は、委員の3分の2以上の出席がないと、これを開くことができない。
- 4 総会の議決事項は、総会出席者の過半数で決し、可否同数のときは、議長が決する。
- 5 役員会は会長が招集する。
 - (1) 役員会は、原則として年4回以上開催し、各種会議の付議事項、懸案事項、および事業計画や予算の進捗状況等諸案件について審議し、決議を行う。
- 6 部会は、必要に応じ、部会長が招集し、担当業務を処理する。
- 7 事務局会議は年6回以上開催し、事務局長が招集する。本会および福祉委員会に係る業務の原案作成、その他の事務処理要領等について審議する。

(運営)

第10条 本会の主な行事に関することは、事務局(案)を役員会が承認したのち実施する。

(経費)

第11条 本会の運営に必要な経費は、市補助金、各区、各自治会からの分担金および寄付金等の収入金をもって充てる。

(会計年度)

第12条 本会の会計年度は、毎年4月1日から翌年の3月31日までとする。

(会則の改正)

第13条 この会則を改正しようとするときは、総会出席者の3分の2以上の議決を必要とする。

(雑則)

第14条 この会則に定めるもののほか、必要事項は、役員会において決定する。

(付則)

この会則は、平成20年4月29日から施行する。

平成23年 5月 7日一部改正施行。

平成25年 4月21日一部改正施行。

以 上